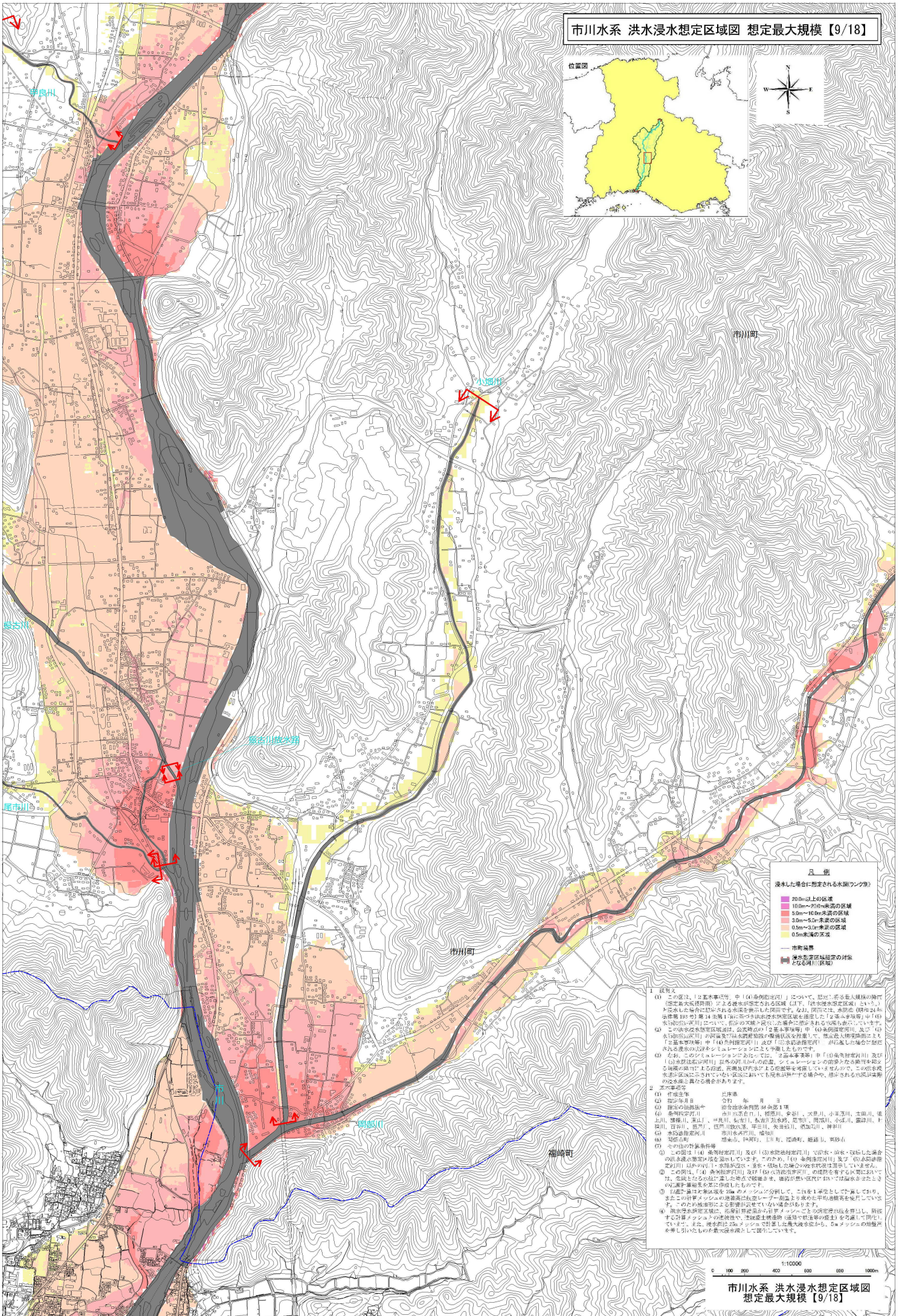


位置図



凡例

浸水した場合に想定される水深(ランソウ)

- 20.0m以上の区域
- 10.0m～20.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

— 市街境界

■ 浸水想定区域指定の河川となる河川(区域)

1 注釈

(1) この図は、「基本事業第1号「(4)条例制定」」について、想定される最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「浸水想定区域」といいます。)を示したものであります。なお、この図は、条例(条例施行令第18号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「基本事業第1号」(4)条例制定(以下、「(4)条例制定」といいます。)に基づき作成されたものであります。

(2) この図は、浸水想定区域指定(浸水想定区域指定)に基づき、(4)条例制定(以下、「(4)条例制定」といいます。)に基づき作成されたものであります。

(3) なお、この図は、(4)条例制定(以下、「(4)条例制定」といいます。)に基づき作成されたものであります。

(4) 浸水想定区域指定(浸水想定区域指定)に基づき、(4)条例制定(以下、「(4)条例制定」といいます。)に基づき作成されたものであります。

2 作成主体

(1) 作成主体 国土庁

(2) 担当 国土庁 国土政策課

(3) 担当 国土庁 国土政策課

(4) 担当 国土庁 国土政策課

(5) 担当 国土庁 国土政策課

(6) 担当 国土庁 国土政策課

(7) 担当 国土庁 国土政策課

3 注釈

(1) この図は、(4)条例制定(以下、「(4)条例制定」といいます。)に基づき作成されたものであります。

(2) この図は、(4)条例制定(以下、「(4)条例制定」といいます。)に基づき作成されたものであります。

(3) この図は、(4)条例制定(以下、「(4)条例制定」といいます。)に基づき作成されたものであります。

(4) この図は、(4)条例制定(以下、「(4)条例制定」といいます。)に基づき作成されたものであります。

(5) この図は、(4)条例制定(以下、「(4)条例制定」といいます。)に基づき作成されたものであります。

(6) この図は、(4)条例制定(以下、「(4)条例制定」といいます。)に基づき作成されたものであります。

(7) この図は、(4)条例制定(以下、「(4)条例制定」といいます。)に基づき作成されたものであります。